

事例コード | 201602

2016 年（平成 28 年） 台風第 10 号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 28 年 8 月 21 日に四国の南海沖で発生した台風第 10 号は、30 日朝に関東の東の海上から北上し三陸沖へと進み、同日 17 時半頃、岩手県大船渡市付近に上陸した。その後、青森県を通過し、21 時頃には函館市南西の日本海に抜け、s 31 日 0 時に温帯低気圧に変わった。

台風第 10 号は、四国沖で発生後南下したもの、その後北上し、東北地方太平洋沖から岩手県に上陸し、東北地方を通過して日本海へと抜ける特異な進路をたどった。

この台風の影響により東日本から北日本を中心に広範囲で大雨が記録されたほか、8 月 17 日から 1 週間のうちに連続して 3 つの台風（第 7 号、第 11 号、第 9 号）が北海道に上陸したこと等の影響もあり、特に北海道では、アメダス 225 地点中 89 地点で 8 月の降水量が歴代 1 位を更新する記録の大雨となり、十勝川水系、石狩川水系で堤防決壊、河川氾濫、日高山脈東部での道路・橋梁流失等が多発した。

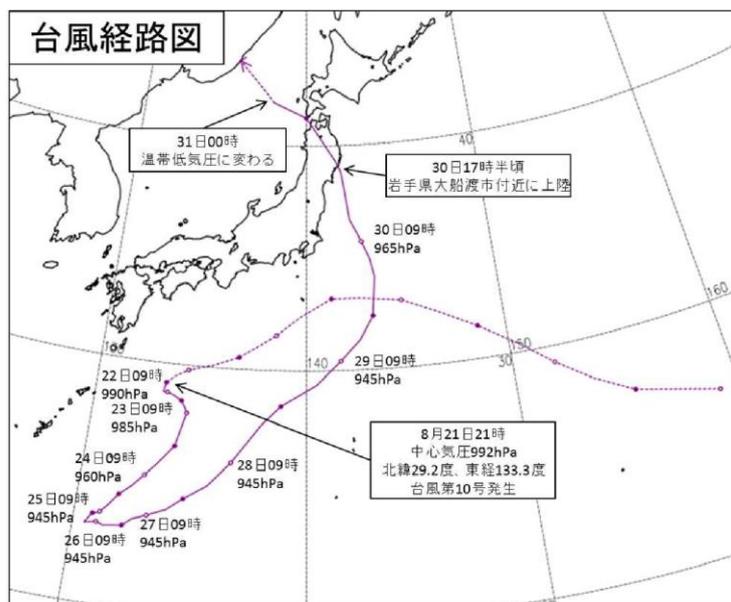


図 台風第 10 号経路図

(出典) 気象庁「災害時気象報告 平成 28 年台風第 7 号・第 9 号・第 10 号・第 11 号及び全線による 8 月 16 日から 8 月 31 日にかけての大雨及び暴風等」(平成 29 年 1 月)

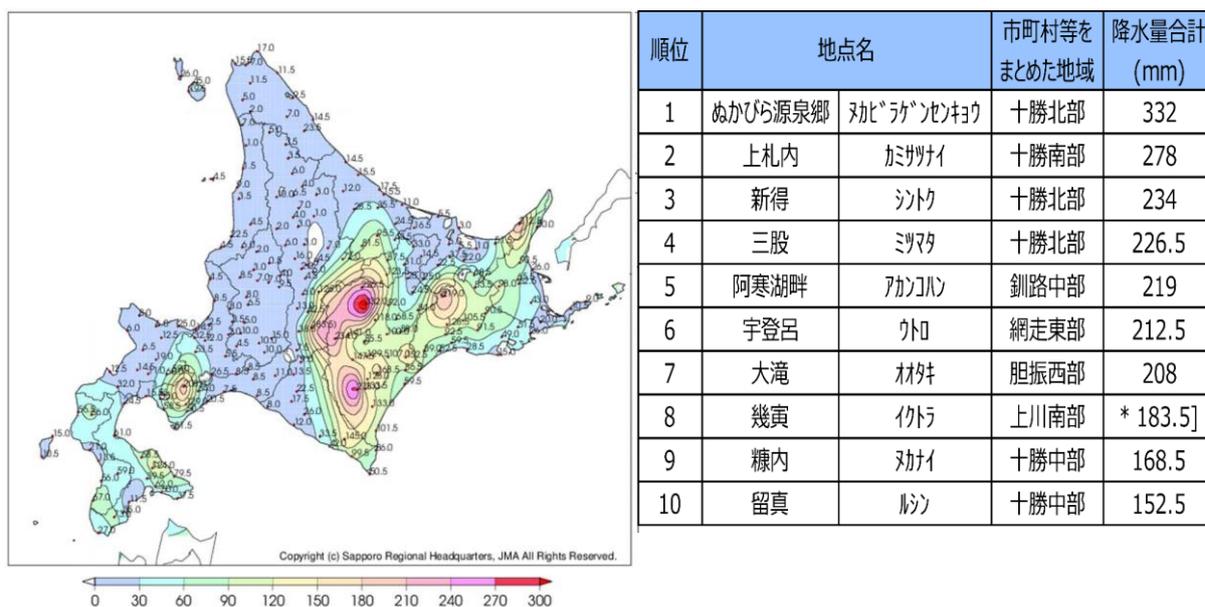


図 降雨量合計図 (8 月 29 日 00 時～9 月 1 日 00 時)

(出典) 気象庁帯広測候所「平成 28 年 8 月 29 日～31 日にかけての台風第 10 号に関する気象速報」(平成 28 年 9 月)及び北海道「平成 28 年 8 月から 9 月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」(平成 29 年 3 月)

(2) 被害状況

豪雨によって河川氾濫・土砂災害等が発生し、全国では死者 22 名、行方不明者 5 名、負傷者 15 名の人的被害が、また住宅被害は、全壊 502 棟、半壊 2,370 棟、一部損壊 1,140 棟、床上浸水 241 棟、床下浸水 1,689 棟の被害が生じた。また、国管理の 2 水系 5 河川、道県管理の 20 水系 38 河川で堤防決壊や越水等による浸水被害が発生した。

北海道内では、最大 26 市町村、21,503 人を対象として避難指示が、最大 66 市町村、12 万 5,147 人を対象として避難勧告が発令され、最大避難者数は 1 万 1,170 人にのぼった。

また、国管理河川の石狩川水系の空知川、十勝川水系の札内川が決壊したほか、十勝川水系の猿別川、利別川、音更川についても内水氾濫が、道管理河川の 19 河川でも決壊、溢水、越水が発生し、近隣の住家や農業用施設への被害の他、道路・橋梁、鉄道等の社会インフラへの被害も大きく、市民生活に甚大な影響を及ぼした。

表 台風第 10 号に係る人的・住家被害 (平成 28 年 10 月 27 日現在)

	細分	合計	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県
人的被害 (人)	死者	24	4	0	20	0	0	0
	行方不明者	5	2	0	3	0	0	0
	重傷者	7	2	3	0	1	1	0
	軽傷者	10	2	4	4	0	0	0
住家被害 (棟)	全壊	511	39	0	472	0	0	0
	半壊	2,392	113	0	2,279	0	0	0
	一部破損	1,352	1,125	136	75	12	3	1
	床上浸水	501	395	2	104	0	0	0
	床下浸水	2,468	1,081	24	1,357	6	0	0

(出典) 消防庁「平成 28 年版消防白書」(平成 28 年 12 月)及び北海道「平成 28 年 8 月から 9 月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」(平成 29 年 3 月)

表 台風第 10 号による帯広市・清水町的主要被害状況

	細分	帯広市	清水町
人的被害 (人)	死者	0	0
	行方不明者	0	2
	重傷者	0	0
	軽傷者	1	0
住家被害 (棟)	全壊	0	6
	半壊	3	8
	一部損壊	10	5
	床上浸水	0	9
	床下浸水	0	60
農林業被害	農作物 (ha)	約 1,272	約 3,279
	農畜産施設 (箇所)	34	235
	草地 (ha)	約 200	—
	家畜 (頭)	1,080 (子豚溺死)	—
	農地 (ha)	(表土流出、明渠の溢水)	203
	林業 (ha)	(林道被害 14 路線、56 箇所、倒木)	60
	明渠 (箇所)	86	415
土木被害	河川	札内川、戸鶯別川の堤防が決壊	7 河川 (河川浸食、土砂堆積等)
	道路	道路冠水：9 箇所 道路損壊：23 箇所 橋梁崩落：1 箇所	道路流失等：79 路線 橋梁損壊・護岸崩壊等：24 橋

	細分	帯広市	清水町
ライフライン等	電気	停電：821戸	停電：約900戸
	固定電話		不通回線：650回線
	携帯電話		一部基地局停波により不通
	上下水道等	営農用水道、簡易水道の利用世帯の一部が断水（約600世帯）	断水人口：2,962世帯、5,890人（断水期間8月31日～9月15日）

（出典）帯広市「平成28年台風10号による災害対応の検証結果」（平成29年5月）及び清水町「平成28年台風10号大雨災害対応報告書」（平成29年7月）より作成



図 帯広市の被害状況

（出典）帯広市「平成28年台風10号による災害対応の検証結果」（平成29年5月）



図 清水町の被害状況

（出典）清水町提供資料及び清水町「平成28年台風10号大雨災害対応報告書」（平成29年7月）

(3) 主な災害箇所

河川流域で災害が発生し、空知川、札内川等の決壊のほか、主要道路の土砂流入、橋梁崩落による被害が生じた。

帯広市では、札内川上流の中島町で、札内川と戸蔦別川の合流地点の堤防が決壊し、流れ込んだ濁流により住家被害や農地の流失、太陽光発電施設の損壊等の甚大な被害が発生したほか、市内北東部の札内川と帯広川の合流点付近、および市内北部の十勝川と伏古別川の合流地点付近において内水氾濫が発生し、道路冠水や住家浸水など広範囲に被害が発生し、札内川・十勝川沿いの住民に対し避難勧告が発令された。

清水町では、町西側に位置する日高山脈から大量の水が流れ土石流が発生するとともに、東側の平野部は十勝川の増水の影響を受け内水氾濫が発生し、ペケレベツ川流域の清水市街地区、芽室川及び久山川等の流域の御影農村地区に避難勧告等が発令された。このほか、役場周辺を中心として南北に道路被害が生じ、通行規制が生じている。



図 北海道における主な被害

(出典) 北海道「平成28年8月から9月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」(平成29年3月)

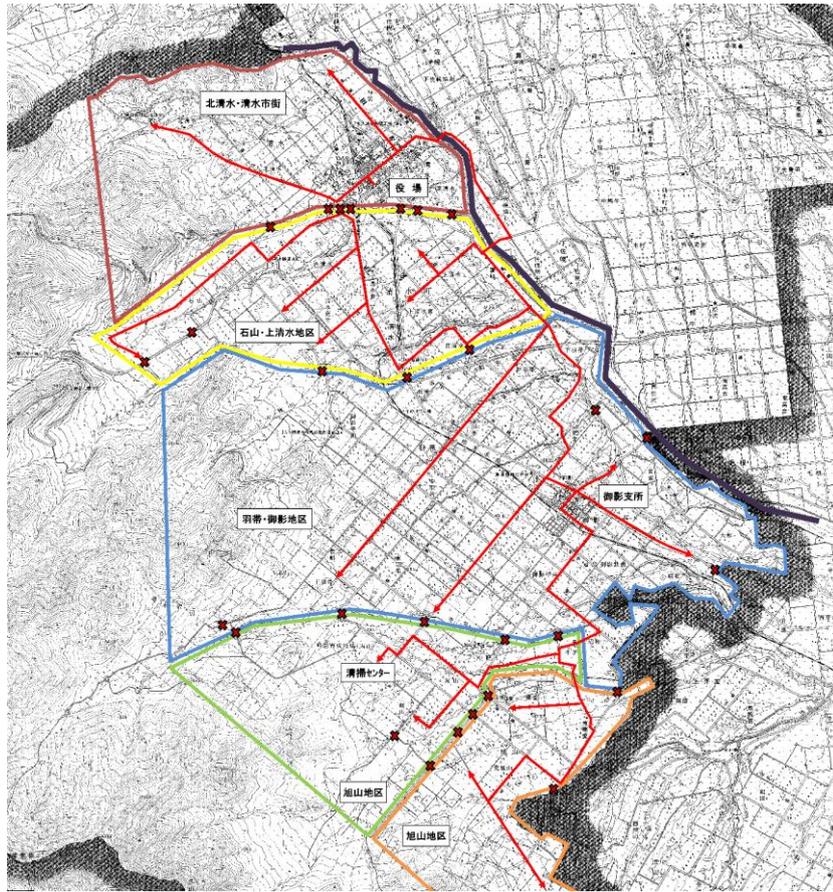


図 清水町における主な道路通行規制の状況

(出典) 清水町資料

(4) 災害後の主な経過

台風の接近と降雨量の増加に伴い、清水町は8月30日に、帯広市は8月31日未明に災害対策本部が設置された。その後、清水町内でペケレベツ川が氾濫したこと等による市町村からの派遣要請を受け、道知事から自衛隊に災害派遣要請がなされた。

一方、国は帯広市、清水町等に災害救助法の適用を決定するとともに、9月16日に激甚災害として指定した。

表2 災害後の主な経過（帯広市・清水町・政府の取組状況）

年	月日	帯広市の経過	清水町の経過	北海道・政府の対応
平成28年	8月29日			10:00 情報連絡室設置
	8月30日	09:10～ 注意喚起	05:00～ パトロール	帯広市・清水町に災害救助法適用 清水町に被災者生活再建支援法適用
		11:38 大雨警報発表		
		11:49 土砂災害警戒情報発表	13:46 土砂災害警戒情報発表	
		16:00 札内川氾濫注意水位超過	16:30 〆ヶ川水位急増確認 災害対策連絡会議設置	
		16:55 第一種非常配備態勢	17:00 災害対策本部設置	

年	月日	帯広市の経過	清水町の経過	北海道・政府の対応
		18:00 避難準備情報発令（以降複数地域に発令） 十勝川氾濫注意水位超過	17:50 十勝川一部越水、避難勧告発令（以降複数地域に発令）	
		23:53 大雨警報（浸水害）発表 23:57 記録的短時間大雨情報発表		
	8月31日		00:00 芽室川越水	
			00:20 避難指示発令	
		01:20 土砂災害発生危険度の上昇	00:30 十勝川氾濫	
		02:00 十勝川・札内川の避難判断水位を超過		
		02:20 災害対策本部設置 02:30 避難勧告発令（以降複数地域に発令）	02:45 道知事に自衛隊派遣要請	
		03:00 十勝川氾濫危険水位超過		
		04:00 道知事から自衛隊派遣要請		
				13:00 官邸連絡室設置
	9月2日			政府現地連絡調整室設置
	9月5日	災害対策本部廃止		
	9月14日			総理による被災状況視察
	9月16日			激甚災害指定（閣議決定）
	10月8日			総理による被災状況視察
	11月1日		災害対策本部会議解散・大雨災害復旧・復興推進本部発足	

（出典）内閣府「平成 28 年台風 10 号による被害状況等について」（平成 28 年 11 月）、帯広市「平成 28 年台風 10 号による災害対応の検証結果」（平成 29 年 5 月）、清水町「平成 28 年台風 10 号大雨災害対応報告書」（平成 29 年 7 月）より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201602	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策 1: 被災状況等の把握	●	●	●	
		【20160201, p369】 (帯広市)		
		【20160202, p369】 (清水町)		
		【20160203, p370】 (帯広市)		
		【20160204, p370】 (清水町)		
施策 2: がれき等の処理			【20160205, p370】 (帯広市)	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策 1: 復興体制の整備		【20160206, p371】 (清水町)	●	●
施策 2: 復興計画の作成				
施策 3: 広報・相談対応の実施				
施策 4: 金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策 1: 緊急の住宅確保				
施策 2: 恒久住宅の供給・再建				
施策 3: 雇用の維持・確保				
施策 4: 被災者への経済的支援				
施策 5: 公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策 1: 公共施設等の災害復旧				
		【20160207, p372】 (帯広市)		
		【20160208, p372】 (清水町)		
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備		【20160209, p372】 (帯広市)	●	●
		【20160210, p373】 (清水町)	●	●
		【20160211, p374】 (帯広市)	●	●
		【20160212, p374】 (清水町)	●	●
施策 3: 都市基盤施設の復興				
施策 4: 文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策 1: 情報収集・提供・相談				
施策 2: 中小企業の再建				
施策 3: 農林漁業の再建	●	●	●	●
	【20160213, p375】 (帯広市)			
	【20160214, p375】 (清水町)			

3. 災害復興施策事例

(1) 被災状況等の把握

【20160201】道路・河川の被害状況調査（帯広市）

- ・ 災害発生から2日後の9月1～2日に、道路・橋梁・河川と被災した公共施設の被害状況調査を実施した。
- ・ 道路・橋梁については、職員2名を1班として10班体制で、市内全域の車両通行可否を確認するとともに、復旧工事の要否の判断、橋梁の安全確認を行った。また、河川敷には、公園、サッカー場、野球場、パークゴルフ場等の運動施設もあり、189ヘクタールの調査を行った。
- ・ これら河川敷地の被害については、道や国への迅速な報告が必要であることから、担当課のみならず、他課からも技術職員の協力を得て、15名・3班体制により9月1～5日の5日間で調査を実施した。
- ・ 調査にあたり、造園業者が保有するドローンにより撮影された写真を使用することで、土砂の堆積面積や被害範囲を効果的に把握することができた。

【20160202】受援による道路・河川の被害状況調査と災害査定（清水町）

- ・ 災害発生から2日後の9月1日～15日にかけて、国交省 TEC-FORCE が来町し、延べ339名が活動し、道路約100箇所、河川17箇所の被害状況調査を実施した。町では、被災地域の全容把握が難しい中、近隣町村の中で最も規模の大きな受援となった。
- ・ TEC-FORCE の受入に当たっては、被災エリアを大まかに区分し、どの班をどのエリアへといった振り分け調整の必要が生じた。
- ・ 災害査定の実施に際しては、道と札幌市（町村会の応援調整に基づく派遣）から各1名の応援職員の派遣を受け、建設コンサルティング会社とも連携して対応した。役割分担として、道職員は全般の工程管理を、札幌市の技師はコンサルから提出された書類のチェックを、町はそれぞれを確認し、査定書類の作成とした。



関東地整道路班 橋梁被災箇所の調査



四国地整河川班 久山川沿い被災状況調査



網走開建道路班 町道洗掘箇所調査



中国地整道路班 ベケレベツ川 橋梁調査

図 TEC-FORCE による清水町での道路・河川被害状況調査の様子

(出典) 国土交通省北海道開発局「台風第10号災害 TEC-FORCE被災状況調査班の活動概要」(平成28年9月14日付プレスリリース)

【20160203】 受援による農地・農産物の被害状況把握（帯広市）

- ・ 災害発生後、農協からの情報提供をもとに、市内を車で巡回して農地被害状況調査を行った。市単独では手が回らないため、十勝総合振興局の職員延べ 100 人の派遣を受け、被害状況調査と査定設計書の作成について応援を受け実施した。
- ・ 河川、明渠排水路の氾濫と堤防決壊等により、農地流出、土砂堆積被害が発生し、11.92 ヘクタールの農地が被害を受けた。
- ・ 農作物の被害状況についても、十勝総合振興局の被害状況報告様式の提供を受け、農協に依頼して被害状況を把握してもらい、市で取りまとめて報告した。畜産では、養豚事業者が被災し、子豚が溺死する被害が発生した。農産物では小麦や長いもなど多くの作物で減収となったほか、冠水後の水はげが悪いほ場では、トラクターが入れず、航空防除に切り替える等の対応に迫られた。

【20160204】 受援による農地の被害状況把握と災害査定（清水町）

- ・ 災害発生後、農水省から農業農村災害緊急派遣隊（通称：水土里（みどり）災害派遣隊）が来町し、農地・農業用施設等の被害状況調査が行われた。
- ・ あわせて、災害査定実施に向けた農地災害調査では、当町の担当職員が 3 名と、人員体制上厳しい状況であったこと等から、道職員 20～30 名のほか、国土交通省北海道開発局 2 名のほか、ホクレン農業協同組合連合会、JA 十勝清水町の協力を得て実施した。農業関係被害は 235 件、農地に土砂が流入し滞積している箇所は 415 箇所にもものぼった。



図 清水町での農地災害調査の様子

（出典）清水町資料

【20160205】 住家の被害認定調査（帯広市）

○調査方針の検討・決定

- ・ 今回の災害では、農地・道路・河川被害は顕著であったが、市内住家への被害は限定的であったことから、被害認定調査は申請受付方式（9月1日受付開始）とし、調査方法については二次調査から開始することとした。また、農業倉庫の被害が多数想定されたことから、住家に加えて非住家も対象とした。
- ・ 判定区分については、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊（1～20%未満）」「被害無し」の独自区分を含めた5区分とし、義援金の配分対象とした。
- ・ また、申請受付後から1週間以内に調査を行うこと、調査から1週間以内に罹災証明書を発行することを目標に掲げて取り組むこととした。

○被害届出証明書の発行

- ・ 熊本地震時には、住家以外の擁壁や宅地、壁等の被害が多く混乱したことを踏まえ、被災者から被害の届け出があったことを証明する「被害届出証明書」を発行した。
- ・ 具体例として、被害程度の判定を必要としない家屋被害、家屋以外の家財（家具・家電等）、塀・門等の工作物、自動車等の被害について申請がなされ、即日発行した。また、被害認定調査の申請の中にも、被害届出証明書で代替可能なケースが大半で、調査の効率化につながった。
- ・ なお、熊本地震時に当市から応援職員を2名派遣し、被害認定調査のノウハウに関する知見を得ていたことが有効であった。

○被害認定調査に向けた事前準備と実施

- ・ 8月末に被害が確認され、まず罹災証明書発行までのフローを作成した(次図)。あわせて、罹災証明書の様式を整備していなかったため、情報収集のうえ様式を決定した。
- ・ 資産税課家屋係の職員10名を調査員としたが、熊本地震への応援職員を除きほとんどの職員が未経験であったことから、9月1日の申請受付開始後、職員の研修を行うとともに、調査に必要な資機材を調達した。
- ・ 研修は、熊本地震時に派遣された職員が、内閣府資料をアレンジしながら、細かい調査上の留意点等も折り込みながら講義した。
- ・ その後、6日に内閣府主催の説明会が開催されたことから、その内容を踏まえて9月7日から調査を開始した。11月4日で申請受付を停止、すべての調査(全23件)を終了した。最も調査数が集中したのは7～15日の開始後約1週間であった。

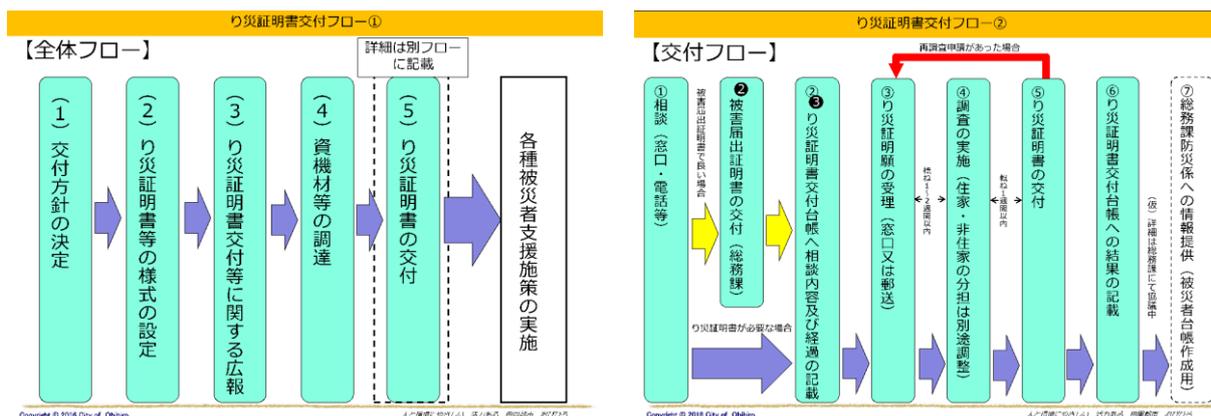


図 罹災証明書交付までのフロー

(出典) 帯広市「平成28年台風10号におけるり災証明書の交付について～り災証明書交付までの流れを中心に～」(平成28年9月2日)

○効率的な調査のための工夫

- ・ 再調査依頼は出ていないものの、再調査依頼が出されるだろうことは当初から想定しており、繰り返されることは双方にとって負担になりうると認識していた。このため、建築指導課に在籍する有資格者の同行による調査の実施等をあらかじめ想定していた。

○実施上の課題

- ・ 具体の被害程度については「損傷程度の例示」で判断するが、掲載されている写真に限りがあり、該当するかどうか、判断に迷う事例が多かった点が指摘された。
- ・ また、台風被害の場合、風害と水害双方の被害があるが、どちらでどう判断すれば良いか、さらには被災から期間が超過した場合の災害との因果関係の判定について、悩ましいケースがみられた。

(2) 復旧・復興体制の構築

【20160206】復興推進対策本部の設置(清水町)

- ・ 住民からの問い合わせが複数に及んでいることから相談窓口の一本化を行うとともに、道、その他の関係機関との調整窓口の一本化の双方を担い、町の復興を効果的に推進していくための機関として、「復興推進対策本部」を設置した。
- ・ 組織は全庁組織で、担当職員は総務課内で兼務となっているが、専任の参事を翌年の組織改編時(平成29年4月1日)に配置した。なお、全課長が本部員となっていたことは、意思決定をスピーディに行う上でも有効であった。

(3) 防災活動体制の強化

【20160207】過去の被災経験を活かした事前の警戒体制構築（帯広市）

- ・ 過去に昭和 56 年 8 月水害（通称 56 水害）の被害を受けた経験から、特に冠水しやすい地域として 5 つの連合町内会を指定しており、避難準備情報発令時も円滑に対応することができた。

【20160208】過去の被災経験を活かした事前の避難体制構築（清水町）

- ・ 過去に昭和 56 年 8 月水害（通称 56 水害）の被害を受けた経験から、特に町内を流れる十勝川沿いの地域については、氾濫を想定した事前の安全対策を行っていたほか、川沿いに主要施設を設置していなかったことにより被害が軽減された。
- ・ また、避難対策についても、防災行政無線による連絡だけでなく、課長職級職員で町内を巡回して呼びかける等の工夫のほか、避難勧告の対象地域にある町内会には事前連絡を行った上で避難勧告を発令する等、万全に実施することができた。

【20160209】経験を踏まえた災害対応体制の構築（帯広市）

○早期の警戒態勢構築の必要

- ・ 8 月 30 日 16 時 55 分、市内河川全般の水位上昇と伏古別川の木賊原樋門閉門に伴い内水氾濫の危険性が高まったことを受け、第一種非常配備態勢に移行した。計画上の職員動員は、全管理職を含む 246 人であるが、河川・道路巡回、現地・職場対応等全体で 589 名で対応に当たった。
- ・ しかし、その後雨量が急増する中、社会福祉施設等からの避難者や避難準備情報の発令が先行し、災害対策本部の設置が 8 月 31 日 2 時 20 分と遅れた。このため、防災担当課と関係課の連携はできていたが、全体での共通認識の構築や避難所開設判断などが後手に回ったと認識している。
- ・ 昭和 56 年水害以降、災害対策本部を設置した経験がなく、そのことも対応の遅れに影響した。
- ・ こうした経験を踏まえ、災害対策本部の設置基準を明確にするとともに、台風災害時等には事前段階で早期に設置できるよう、災害対応体制の見直しを行った。

○避難所設置・受入体制の構築

- ・ 水害時の避難所開設は、事前に必要の有無を早期に判断することが求められるが、一部、社会福祉施設等からの要請に基づき開設するなど、対応が後手に回った。
- ・ このため、従前からあった避難所マニュアルのうち、避難所開設までの流れを具体化して記載したほか、避難所開設・運営に必要となる資機材をまとめた避難所運営セット（ヘッドライト、ラジオ、カッター等）をまとめた。

○災害対応の検証と防災ガイドの作成

- ・ 今般災害の行政対応を取りまとめ、13 の連合町内会のうち、川沿いの町内会を中心として意見交換会を開催し、対応上の課題や改善点について意見交換を行った。住民意見として、日没後の避難や移動は危険であるとの指摘のほか、避難所でのペット対応や備蓄量について意見が出された。
- ・ これらをもとに、平成 29 年 5 月に「平成 28 年台風 10 号による災害対応の検証結果」として取りまとめた。
- ・ また、被災経験を踏まえ、平成 28 年 10 月に避難所と水害ハザードマップ、避難の心得等をまとめた「防災ガイド」を作成し、全戸配布した。

災害対応体制の見直しを行った。

○報道・マスコミ対応の改善

- ・ 災害対応の一環として、情報の統一性を重視し、総務課防災担当でマスコミ対応を実施した。
- ・ 結果、災害対応とマスコミ対応で一切身動きが取れない状況となり、災害対応にも支障を来しかねない状況であったことから、報道・マスコミ対応は別課で対応とする等、改善の必要性が認識された。

○日中時間帯での前倒しかつ安全な避難のための体制整備

- ・ 河川が氾濫危険水位を超えたのが夜中であったため、結果として住民の避難が夜間となり、危険性が非常に高まったことが課題と認識している。また、水位上昇の連絡は各方面から来ていたが、命に関わる状況かどうかの判断が難しかったことも課題である。
- ・ また、昭和 56 年 8 月の水害時は十勝川が氾濫したため、十勝川流域の水害対策を重点的に実施してきたことに加え、職員や住民の警戒意識も十勝川流域に向けられていた。
- ・ 上記を踏まえ、地域にとらわれず、可能な限り正確な予報に基づき、前倒しで避難できるよう、早期に避難指示・避難勧告を発令するよう改善するとともに、避難勧告等の判断基準や伝達マニュアルの見直しを行った。

○職員意識向上のための災害対応報告書の作成

- ・ 災害復旧・復興に向けた区切りがついた平成 29 年 7 月「平成 28 年台風 10 号大雨災害対応報告書」を取りまとめた。
- ・ 住民向けの説明会を開催するとともに、職員アンケートを実施した結果を反映し、台風 10 号災害の役所としての対応と課題、解決策の方向性を町が独自に取りまとめたもので、職員全員の防災意識向上をねらいとした。

【20160211】 経験を踏まえた災害情報発信・連携体制と円滑な避難体制の構築（帯広市）

○全住民に伝達可能な情報発信手段の拡充

- ・ 災害発生当時、住民への情報発信手段は広報車、市のホームページ、緊急速報メールに限定されており、特にプッシュ型で発信できる媒体が少なく、すべての住民に情報が行き渡りづらい状況であった。北海道の場合、住宅が防寒仕様となっており、窓を閉めてしまうと外からの音は届かなくなり、広報車が有効に機能しない等の状況が発生した。
- ・ こうしたことを踏まえ、災害後には、住民避難を促すための広報車用職員マニュアルについて作成し、スピーカー音量への配慮、ルート設定、アナウンス文面、非常サイレンの活用方法等を具体的に記載した。あわせて、緊急速報メールの発信マニュアルについても作成し、住民に対する受信設定に関する出前講座等を定期的で開催することとした。

○避難勧告発令基準の明確化

- ・ 今般の水害では、避難勧告等の発令のタイミングについても判断が難しく、結果として夜間の避難を強いることとなった。このことを受け、内閣府が作成しているガイドライン等を参考に避難勧告発令マニュアルを作成した。

○多様な機関との災害情報連携体制の強化

- ・ これまで帯広測候所からの気象情報は、十勝総合振興局を経由して当市に来ていたが、災害情報の円滑な伝達の観点から、災害発生後は測候所から直接連絡が入ることとなった。また、河川事務所との連絡態勢についても、ホットラインに加えて平時からの意見交換の実施等、体制が強化された。

【20160212】 経験を踏まえた円滑な災害情報連携体制の構築（清水町）

- ・ 災害発生当時、小規模河川には水位計が設置されておらず、ペケレベツ川の水位が把握できなかった。このため、道に意見を求めていたが、道においても対応が事後となってしまった。このほか、道や振興局の窓口が不明瞭な点があった。
- ・ こうした状況を踏まえ、災害後には、小規模河川についても水位計が設置され、水位情報が把握できるようになった。また、河川管理にあたり、道や国土交通省十勝総合振興局との窓口を明確にするとともに、災害警戒態勢について協議を行い、実効性の高い連携体制を構築した。

(4) 農林漁業の再建

【20160213】独自の農業災害復旧支援制度（帯広市）

- ・ 経営安定緊急対策事業として、台風災害により農業粗収益の大幅減少、農地・農業機械・農業施設等の農業資産に甚大な被害を受けた農業者のうち、市で被害が認定された農業者に対し、無利子融資を実施した。貸付限度額は1千万円、償還期間は10年とした。

【20160214】独自の農地・農業災害復旧支援制度（清水町）

- ・ 災害査定では比較的被害程度の大きなものが対象となり、軽微なものは災害査定の対象から外れ、その数も多かったことから、自己負担で復旧した費用を町が補助する農地災害復旧支援制度（負担金の2分の1を補助）を独自に実施した。
- ・ また、被災した農業施設については、町が再建資金を全額負担することとして、全面的な支援を行った。